平成28年10月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成28年(行コ)第215号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成27年(行ウ)第137号)

口頭弁論終結日 平成28年8月8日

判決

控訴人株式会社X

被控訴人

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 Zユニオン

主文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は,補助参加により生じた費用を含め,控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

- 2 中央労働委員会が中労委平成26年(不再)第8号事件について平成2 7年1月28日付けでした再審査申立棄却命令を取り消す。
- 第2 事案の概要等(以下,略語は原判決の例による。)
 - 1 本件は,訴外会社(持株会社である控訴人の子会社)の被用者(A1)が加入した労働組合である被控訴人補助参加人が,訴外会社の管理業務の全部を受託している控訴人に対して団体交渉を申し入れたにもかかわらずそれが開催されなかったことは団体交渉拒否の不当労働行為に当たるとして大阪府労委に救済申立てをし,大阪府労委は,控訴人に対する救済命令(初審命令)を発したところ,控訴人がこれに対し再審査を申し立てたが,中労委が,再審査の申立てを棄却する旨の命令(本件命令)を発したため,控訴人が本件命令の取消しを求めた事案である。

原判決が控訴人の請求を棄却したため,控訴人が控訴した。

2 争いのない事実等,争点及びこれに対する当事者の主張は,次のとおり補 正するほか,原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2記載のとおりであ るから,これを引用する。

原判決10頁18行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人と参加人との間では団体交渉のルールについて協議中であったこと,開催場所等の団体交渉のルールは当事者の自治に委ねられており,安易に誠実義務違反を認めるべきでないこと,使用者に求められる誠実性は,組合の対応や交渉の経緯に鑑みて相関的に判断されるべきであること,控訴人担当者がB1次長以外の者に団体交渉の交渉権限を委任しないことを誠実義務違反の理由とすべきでないことからすれば,控訴人の対応は労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も,控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は,次

のとおり補正するほか,原判決「事実及び理由」中の第3の1から3まで記載のとおりであるから,これを引用する。

- 1 原判決14頁9行目から10行目にかけての「A1」を「労働者」に改める。
- 2 原判決20頁17行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、人事につき決裁権限を有するB1次長が本件本社を離れると業 務に支障を生ずること,春日井市又は名古屋市で団体交渉を行う旨提案して いたことを前提に、控訴人と補助参加人との間では団体交渉のルールについ て協議中であったこと. 開催場所等の団体交渉のルールは当事者の自治に委 ねられており、安易に誠実義務違反を認めるべきでないこと、使用者に求め られる誠実性は、組合の対応や交渉の経緯に鑑みて相関的に判断されるべき であること,控訴人担当者が交渉権限をB1次長以外の者に委任しないこと を誠実義務違反の理由とすべきでないことからすれば、控訴人の対応は労組 法7条2号の不当労働行為に当たらないと主張する。しかし、団体交渉開催 場所を大阪市内とすることに合理性がある本件において,いくら交渉ルール (日時場所等)の協議中であったとはいえ,控訴人は,大阪市内を開催場所 とする提案に応じない理由を十分具体的に説明せず,別の開催日設定や交渉 権限の委任の模索もしないまま,参加人に対して開催場所を大阪市内の本件 事務所とすべき法的根拠の説明という交渉実現に直結しない事項に時間を 費やすなどしていたものである。原審において取り調べた証拠に加えて控 訴人の当審における主張及び提出証拠を併せて検討しても,前記説示を総合 すれば、控訴人は、団体交渉をすることを正当な理由なくして拒んだと言わ ざるを得ない。」

第4 結論

よって,控訴人の請求は理由がなく,これを棄却した原判決は相当であり,本件控訴は理由がないから棄却することとし,主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部